

大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル (抜粋)



平成 31 年 2 月
箱根山火山防災協議会

(2) 箱根山に気象庁から「火口周辺警報」が発表された場合

① 情報の入手

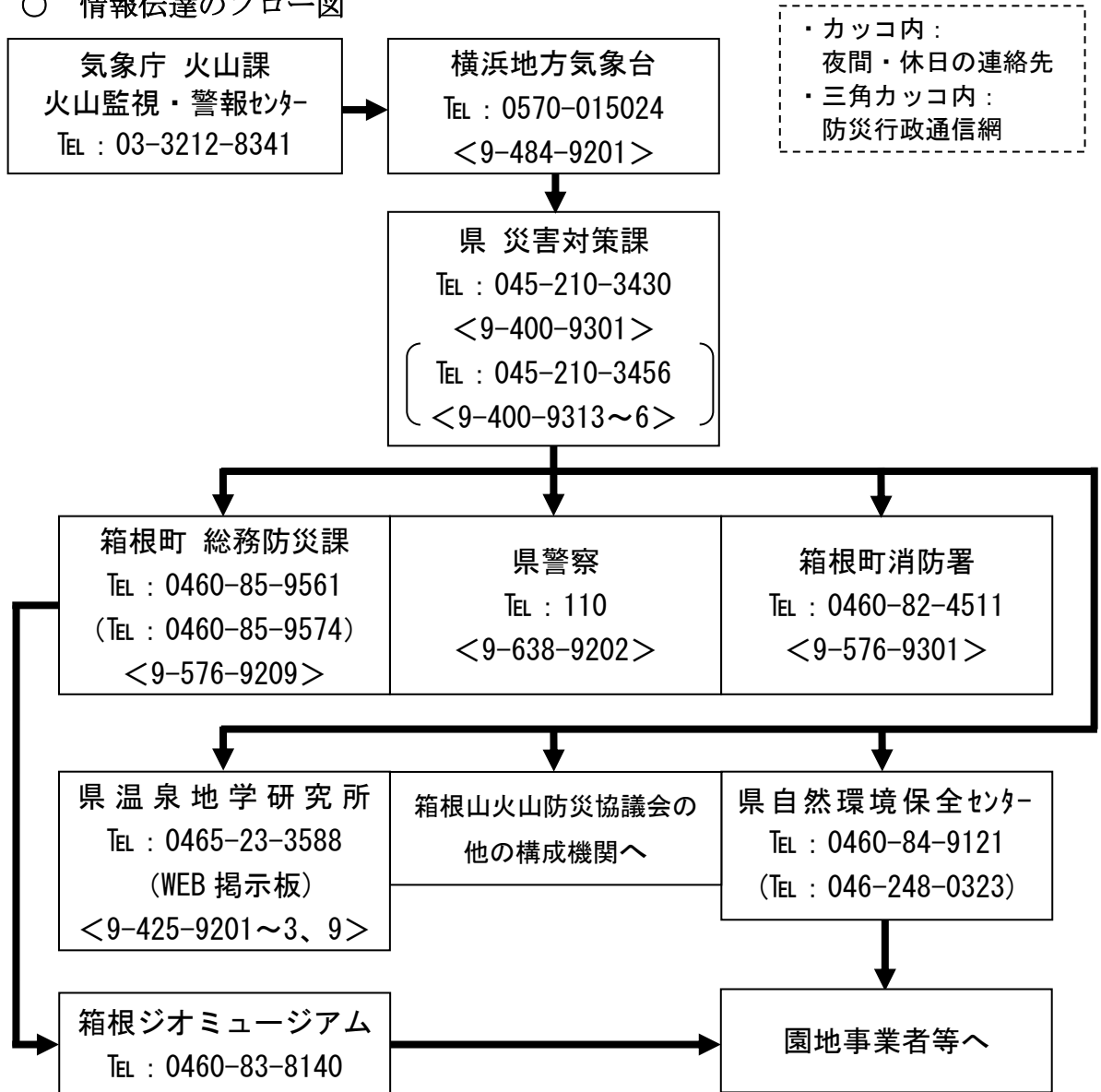
気象庁から発表された火口周辺警報は、横浜地方気象台から防災情報提供システムにより県災害対策課に伝達される。

県災害対策課は、電話及び神奈川県防災行政通信網（以下「県防災行政通信網」という。）FAXにより箱根町及び県温泉地学研究所に、110番通報により県警察に、電話等により県自然環境保全センター、箱根町消防及び箱根山火山防災協議会の他の構成機関に、火口周辺警報の発表を伝達する。

箱根町は、電話等により箱根ジオミュージアムに火口周辺警報の発表を伝達し、県自然環境保全センター及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地事業者等に、火口周辺警報の発表を伝達する。

※この情報伝達の流れは、噴火速報が発表された場合にも準用する。

○ 情報伝達のフロー図



② 箱根山火山防災協議会の助言

箱根町は、緊急かつ避難措置の内容が明確な場合であるため、箱根山火山防災協議会の助言を待たない。

③ 措置の決定と伝達

箱根町は、ただちに「大涌谷周辺規制」を実施する。

④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

○ 大涌谷周辺規制

| 名称 | 内容 |
|--------|--|
| 箱根町 | <ul style="list-style-type: none">・大涌谷周辺規制を実施する。・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示の発令を伝達する。・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。・噴火警戒レベルに応じ、県警察及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。 |
| 園地事業者等 | <ul style="list-style-type: none">・各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。・一次避難の誘導を行う。 |
| 県警察 | <ul style="list-style-type: none">・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。・噴火警戒レベルに応じ、箱根町及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。 |
| 箱根町消防 | <ul style="list-style-type: none">・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。・車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。 |
| 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none">・噴火警戒レベルに応じ、箱根町及び県警察と協力して必要な交通規制を実施する。 |